中古機械・装置の貸付けに関する基準

平成27年４月３日27環機第354号 制　　定
平成29年３月31日28環機第917号一部改正
令和元年８月 1日元環機第349号 一部改正
令和２年11月２日２環機第475号 一部改正
令和７年４月３日７環機第１６号 一部改正

一般財団法人畜産環境整備機構が、中古機械及び装置を貸し付ける場合は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日環機第448号。以下「高度化リース要領」という。）及び畜産高度化支援補完リース事業実施要領（平成28年8月17日28環機第353号。以下「補完リース要領」という。）に定めるもののほか、この基準により定めるところによる。

第１　貸付対象となる中古機械及び装置の範囲及び貸付期間

貸付対象となる中古機械及び装置（以下「中古機械等」という。）の範囲は高度化リース要領別表１から別表３に掲げるものとする。ただし、建築物及び構築物は除く。

貸付期間は、高度化リース要領別表１から別表３に定める貸付期間から当該中古機械等の経過年数を差し引いた残存期間とする。ただし、残存期間が２年未満の場合は、２年とする。畜産高度化支援補完リース事業については、残存期間が７年を超える場合は、７年とする。

なお、貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、延長することができる。延長することができる期間は、原則として、別表１から別表３の貸付期間の１００分の１２０に相当する年数（理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数）までとし、１年未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

第２　借受者の範囲等

借受者となることができる者は、高度化リース要領の第１の２に定めるもの並びに補完リース要領の第1の3の(1)から(3)に定めるものとする。ただし、間接リース方式により、借受団体、転貸借受団体等になる団体等は、古物営業法（昭和24年5月28日法律第108号）に基づく古物商許可証を取得していなけ

ればならない。

第３　貸付料

中古機械等の貸付料については、高度化リース要領及び補完リース要領による。ただし、畜産高度化支援リース事業による貸付けの附加貸付料は、全て基準料率を適用する。

第４　貸付けの申請

中古機械等の貸付けの申請は、高度化リース要領第９及び補完リース要領の第10による。

貸付申請者は、貸付申請書の添付書類等として、高度化リース要領第９の３の（3）及び補完リース要領第10の３の（3）に規定する見積書、カタログ、設計図面もしくはそれに準ずる書面のほか、販売業者が有する古物商許可証の写し及び別紙「中古機械等の評価書」を提出するものとする。

第５　貸付機械等の検収

中古機械等の検収については、高度化リース要領、補完リース要領及び畜産環境整備機構貸付施設等検収要領（平成20年9月29日20環機第837号）に基づき行うものとする

第６　動産総合保険及び保証保険の取扱い

中古機械等に係る動産総合保険及び保証保険の取扱いは、高度化リース要領及び補完リース要領に基づくものとする。

附　則

この基準は、平成２７年４月３日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日２８環機第９１７号）

この基準の一部改正は、平成２９年４月１日から適用する。

附　則（令和元年８月１日元環機第３４９号）

この基準の一部改正は、令和元年８月１日から適用する。

附　則（令和２年１１月２日２環機第４７５号）

この基準の一部改正は、令和元年１０月４日から適用する。

附　則

１　この基準の一部改正は、令和７年４月１日から適用する。

２　改正前の基準の規定により締結した貸付け及び貸付けに係る業務の取扱いについては、なお従前の例による。

別　紙

令和　　年　　月　　日

中　古　機　械　等　の　評　価　書

会社名　　㊞
住　所
電話番号
担当者名
担当者生年月日　　年　　月　　日

中古機械等の名称	
製 造 業 者	
銘　　柄	
形　　式	
機械製造番号等	
製造（輸入）年月日	年　　月　　日
使 用 履 歴	
点検整備状況	
メンテナンス体制	
新品時の販売価額 （消費税抜）	
中古品機械等の価額 （消費税抜、見積金額）	
そ　の　他	

注）　本評価書は販売業者が記入する。

別　紙

（　　記　　入　　例　　）

令和　　年　　月　　日

中　古　機　械　等　の　評　価　書

会社名　　㊞
住　所
電話番号
担当者名
担当者生年月日　　年　　月　　日

中古機械等の名称	トラクター
製　造　業　者	○○○株式会社
銘　　柄	△△△
形　　式	VCM-Ⅱ
機械製造番号等	0005-AA6669-88888
製造（輸入）年月日	令和３年３月１日
使　用　履　歴	令和３年５月～令和６年 12 月の３年８カ月間にわたって使用。 使用時間数（アワーメーター）：３００時間
点検整備状況	良好
メンテナンス体制	○○○株式会社□□□営業所対応
新品時の販売価額 （消費税抜）	5,000,000 円
中古品機械等の価額 （消費税抜、見積金額）	3,500,000 円
そ の　他	新品同様の状態 保証期間６カ月間

注）　本評価書は販売業者が記入する。